

【資料 2】

知財紛争処理システムの見直しについて

令和2年4月2日

特許庁

目次

- 1 二段階訴訟制度**
- 2 アトニーズ・アイズ・オンリー（当事者による閲覧請求の制限）**
- 3 アミカス・ブリーフ（第三者意見募集制度）**
- 4 代理人費用の敗訴者負担**

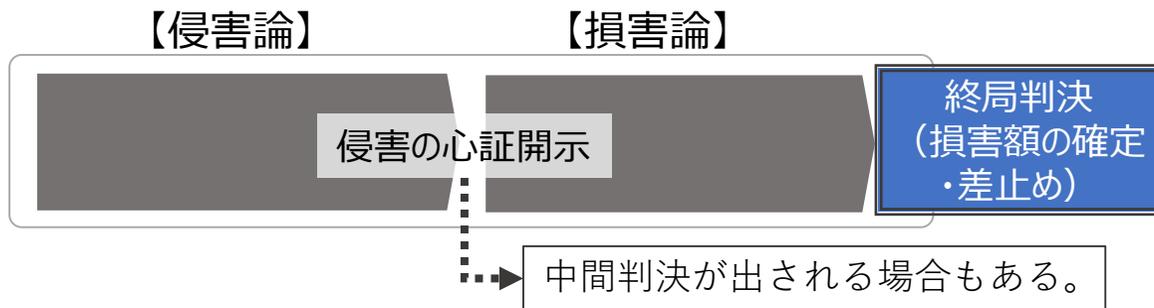
1 二段階訴訟制度

現行制度における特許権侵害訴訟

現行制度における特許権侵害訴訟の主な訴訟類型

- 損害賠償請求訴訟： 侵害論を経てから損害論に移る「二段階審理方式」を採用。侵害論から損害論に移る際には、裁判所から当事者に対し、侵害の心証開示が行われる。
- 差止請求訴訟： 損害賠償請求訴訟と併合提起されることが多いが、単独で提起されることもある（後に損害賠償請求訴訟を提起）。ただし、差止請求訴訟の単独提起では、損害賠償請求権の時効の完成猶予の効果は得られない。

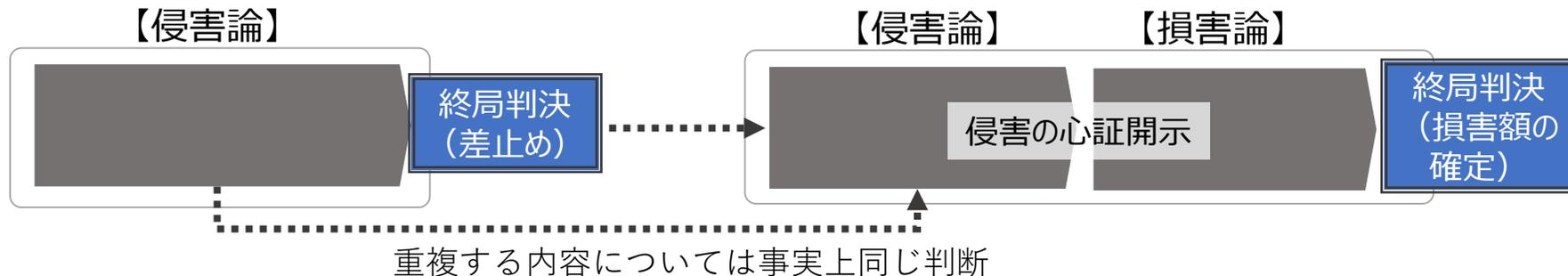
訴訟例 1：損害賠償請求訴訟と差止請求訴訟を併合提起



訴訟提起（第一審）	提起率
差止請求 + 損害賠償請求	56%
差止請求のみ	16%
損害賠償請求のみ	28%

令和元年度「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方に関する調査研究」

訴訟例 2：差止請求訴訟を先行提起し、後に損害賠償請求訴訟を提起



現行の特許権侵害訴訟における課題

- 差止請求訴訟と損害賠償請求訴訟を併合提起した場合、損害論を経て差止めの終局判決が出されることから、差止めを実現するまでに時間を要する。
- 損害賠償請求訴訟において、第一審で原告（特許権者）が勝訴したが控訴審にて敗訴した場合、第一審で損害論に要した労力・時間が無駄になってしまう。
- 差止請求訴訟には、損害賠償請求権の時効に関する完成猶予効がなく、差止請求訴訟に時間を要した場合、別途損害賠償請求訴訟を提起しなければ、損害賠償請求権の時効が完成してしまうおそれがある。
- 早期差止めの手段としての差止めの仮処分はあるが、権利者の担保提供の負担があり、上級審で特許無効等を理由に判決が覆れば、損害賠償責任が発生するおそれがある。
- 損害論の審理に時間を要する場合が多く、終局的な解決に時間を要する場合がある。

各国の特許権侵害における訴訟制度・運用

英国

- 特許権侵害訴訟において、原告は、通常、「侵害及び特許の有効性の確認」及び「侵害に対する救済措置（差止め、損害賠償）」を請求する。
- 裁判所は、裁量により、侵害及び特許の有効性に関する法的責任の審理と金銭的補償に関する審理とを分割して行うことができる。
- 侵害及び特許の有効性に関する法的責任を認める判決後、原告は金銭的補償による救済方法（逸失利益、侵害者利益の返還）を選択するために必要な情報として、被告に会計情報の提出を求めることができる。
- 侵害及び特許の有効性に関する法的責任に関する判決が出た段階で、その部分だけ控訴することが可能。この場合、当事者全員の同意に基づき、控訴審の判決が出るまで、原審における金銭的補償に関する審理を停止することができる。
- 訴訟コスト等の理由から、多くの場合、金銭的補償に関する審理の前に和解に至っている。

仏国

- 近年、裁判所は、同一裁判内で、侵害論のみ先行して判決を下し、その後、侵害者に損害計算に必要な情報を提供させ、当事者の合意形成を促す仕組みが運用されている（二段階訴訟に近い運用）。ただし、こうした運用を義務付けるような法的規定は存在せず、あくまで裁判所の慣行として行われている。
- 侵害論の判決では、裁判所は、損害賠償義務を確認するとともに、被告に対して損害額を計算するために必要な文書の提出を命令する。裁判所は、命令に違反した者に対し、罰金を科すことができる。
（被告によって提出された機密情報は、当事者間の合意に従って、又は当事者の弁護士と限られた数の当事者の代表者のみアクセスすることを可能とする旨を取り決める裁判所の命令の下で保護）
- 侵害論の判決は控訴することができる。控訴審の判決が出される前であっても、原審の損害額に関する審理は継続する。

参考資料：

- 令和元年度産業財産権制度問題調査研究「実効的な権利保護に向けた知財紛争処理システムの在り方に関する調査研究」

二段階訴訟制度に対する主な意見

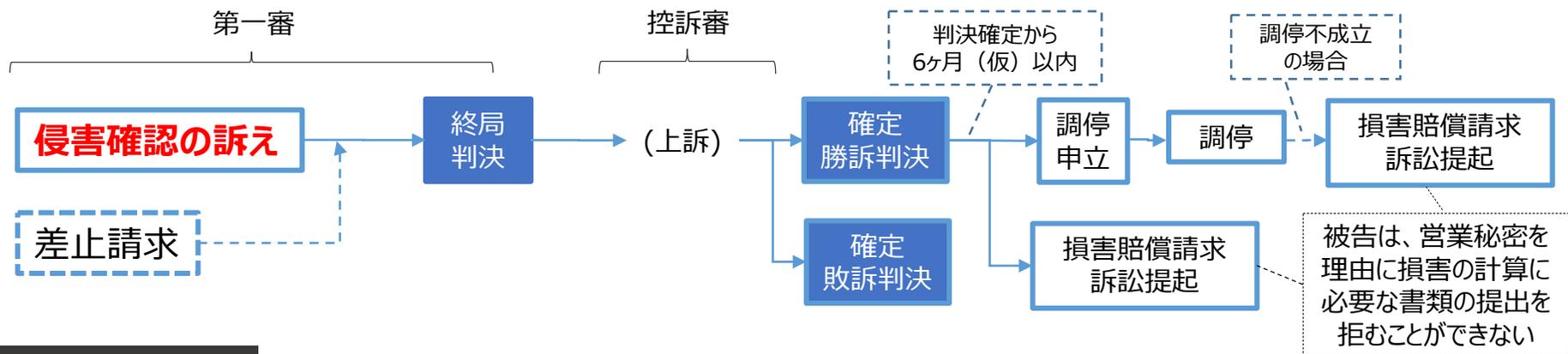
- 侵害事実が認定された後であれば、同じ技術分野の当事者間では、裁判所において損害額を算定するより、当事者間の交渉によって納得性のある金額での解決を期待でき、紛争の早期解決につながることが期待される。
- 体力のないスタートアップ企業等にとっては、侵害の有無だけでも早く分かるようになれば、経営方針の決定を迅速・確実にすることが可能となる。
- 損害論を審理せずに早期の確定判決が得られるので、仮処分のように後に覆された場合のリスクを考慮せずに、早期の差止めの実現が可能となる。また、一旦仮処分が出ると執行停止はほとんど認められないため、仮処分を原則的に活用する制度は不適當。
- 具体的な損害額の算定に苦勞するケースでも、具体的な損害額を明示せずに、まずは侵害の有無について訴訟を提起することが可能となる。

- ドイツ型二段階訴訟の場合、差止め判決を受けて、当事者間で損害額を交渉することになるため、権利者が優位の状況で交渉が進まざるを得ないという懸念がある。
- 二段階訴訟制度を導入しても、仮処分よりも早く差止めが得られるわけではなく、早期の差止めの効果が薄いのではないか。無効審判の提起や上訴がなされた場合は、さらに時間がかかってなおさら早期の差止めの効果が薄いのではないか。
- 侵害論が上級審まで争われて確定した後、さらに損害論についても上級審まで争うことになれば、トータルの紛争処理期間が長期化するおそれがあるのではないか。
- ドイツ型二段階訴訟の会計情報提出請求権のように、得意先の情報も含めて提出しなければならぬ制度とするのは行き過ぎではないか。
- 二段階訴訟制度により迅速な差止めの実現を検討するのであれば、差止請求権の権利行使の在り方についても抱き合わせで検討すべき。

二段階訴訟制度の検討の方向性

- 特許権侵害訴訟において、損害論の審理を行わず、侵害の有無のみについての終局判決を得ることを可能とすることで、早期の紛争解決により当事者の迅速な経営方針の決定を可能とするとともに、損害賠償請求訴訟を併合提起された場合と比較して、迅速な差止めを実現するというニーズに対応できるような制度の創設を検討。
- 侵害の有無が確定した後は、損害額の確定が円滑に進むような仕組みの導入を検討。
- 新たな制度を利用するかどうかはあくまで原告の選択によることとし、既存のスキームの選択も引き続き可能とすることで、紛争解決方法の選択肢を増やすような制度を検討。
- 侵害についての判決の確定後の損害賠償請求訴訟において、無効の抗弁を含む侵害論に関する一切の抗弁が遮断されるスキームとすることで、両者の間に矛盾抵触や審理の重複が生じないような制度を検討。
- 損害賠償請求権の時効を気にせずに、かつ、確定判決に基づき、後に損害賠償責任を負うリスクがなく安心して、早期の差止めを実現できる制度の創設を検討。

新しい訴訟類型（特許権侵害確認の訴え）の制度案A



制度案の概要

- ① 「特許権侵害確認の訴え」（以下「侵害確認の訴え」）を、特許権侵害訴訟において原告が選択可能な訴訟類型として新設。差止請求訴訟の併合提起も可能（義務としない）。
- ② 侵害確認の訴えにおいては、侵害の有無のみについて終局判決を得る（損害論及び侵害の行為についての過失は審理無し）。
- ③ 侵害確認の訴えの確定勝訴判決から一定期間内に調停申立又は損害賠償請求の提起があったときは、時効の完成猶予に関しては、侵害確認の訴えを提起した時に、裁判上の請求があったとみなす。
- ④ 侵害確認の訴えにおいて無効の抗弁は可能。後訴となる損害賠償請求訴訟では、無効の抗弁を含む侵害論に関する一切の抗弁が遮断される。
- ⑤ 侵害確認の訴えの確定判決後に、当該確定判決と齟齬する無効／訂正の審決が確定した場合、当該侵害確認の訴えについての再審の訴え及び後訴となる損害賠償請求訴訟において、当該無効／訂正の確定審決にかかる主張を制限する。
- ⑥ 侵害確認の訴えの確定勝訴判決後に提起される損害賠償請求訴訟においては、被告は、営業秘密を理由として損害の計算に必要な書類の提出を拒めないものとする。

新しい訴訟類型（特許権侵害確認の訴え）の制度案A

議論すべき論点

- 侵害の有無のみの終局判決を先に得ることについて、どの程度のニーズがあるか？
- 現行制度に比べ、早期の紛争解決につながるか？ 損害賠償請求訴訟が提起されれば、紛争解決は却って長期化する場合もあるのではないか？
- 侵害確認の訴えの「確認の利益」（※1）をどのように説明できるか？
- 差止請求訴訟の併合提起を義務とすべきか？
- 侵害確認訴訟の確定勝訴判決により、後訴となる損害賠償請求訴訟において無効の抗弁を含む侵害論に関する一切の抗弁が遮断されるとしてよいか？ さらに、後訴において抗弁が遮断されるか争われることを防ぐため、別途の規定の手当が必要か？
- 侵害確認の訴えの確定判決後に無効／訂正審決が確定した場合、侵害確認の訴えの確定判決の再審の訴えや後訴となる損害賠償請求訴訟において、当該審決が確定したことを主張できないとしてよいか？
- 侵害確認の訴えの確定勝訴判決後に提起される損害賠償請求訴訟において、被告は、営業秘密を理由に損害の計算に必要な書類の提出を拒めないとすることについて、どのように考えるべきか？ その場合の営業秘密の保護について、どのように考えるべきか？
- 侵害確認の訴えにおける第一審に標準審理期間（※2）やファストトラックの仕組み（※3）を設けることは考えられるか？（原告・被告の双方にとってのメリット・デメリットなど）
- 侵害確認の訴えに対して、債務不存在確認訴訟の反訴又は別訴があった場合、結局、侵害論の審理が必要になってしまうのではないか？（反訴又は別訴の制限が考えられるか？）
- 「侵害確認の訴え」の訴額（※4）について、どのように考えるべきか？
- 調停申立て又は損害賠償請求訴訟提起までの間は、被告による時効の援用を制限すべきか？

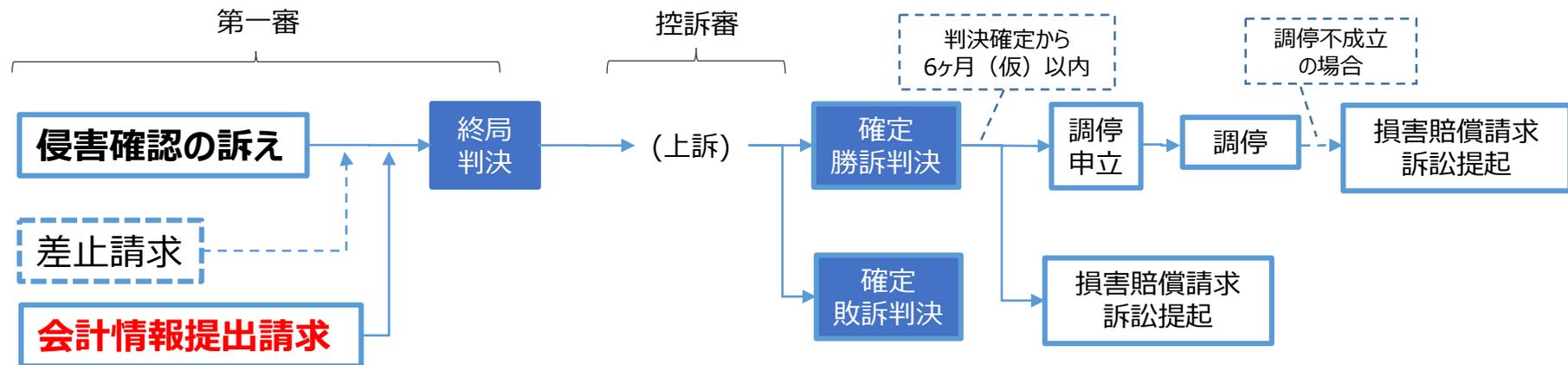
※1 確認の訴えの目的である権利関係又は法律関係の存否を判決によって確定してもらうことが、原告の現在の法律的地位の危険、不安を除去するのに必要かつ適当であること。（有斐閣「法令用語辞典」より）

※2 事件の受理日から判決までに通常要すべき標準的な期間

※3 主張や証拠の提出に制限を設けるような仕組みを想定

※4 通常、訴額算定不能の場合は160万円とみなされ、訴えの提起の手数料額は1万3千円となる。

新しい訴訟類型（特許権侵害確認の訴え）の制度案B



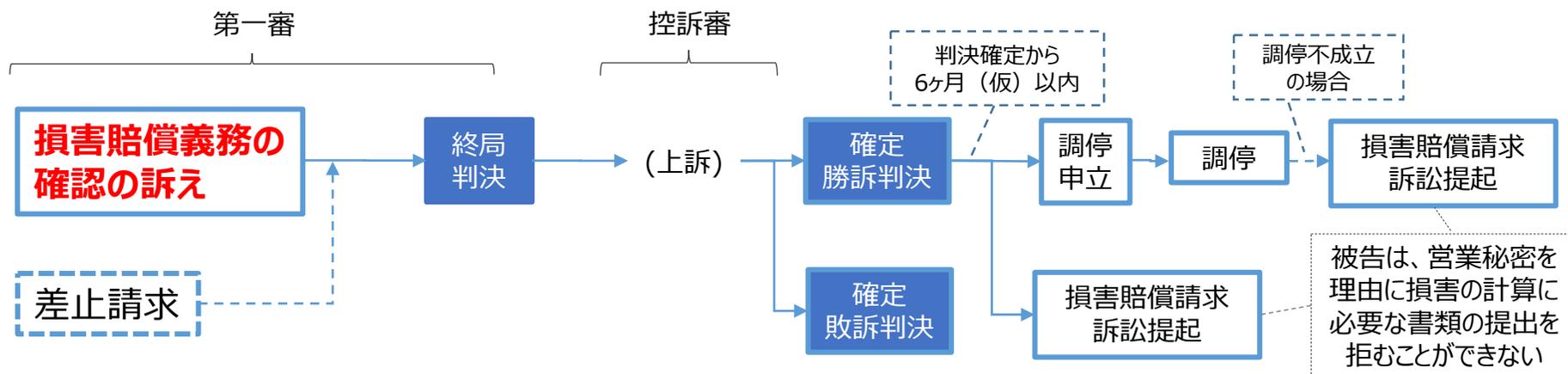
制度案の概要

- 侵害確認の訴えと会計情報提出請求訴訟を併合提起しなければならないものとする。会計情報提出請求訴訟の仮執行宣言は付すことができないとすることにより、侵害確認の訴え及び会計情報提出請求訴訟の判決が確定したときのみ執行できるものとする。
- その他は制度案Aの①～⑤と同様。

議論すべき論点

- 会計情報提出請求権という実体法上の権利を特許権について認めることに妥当性があるか？
- 提出された会計情報に含まれる営業秘密をどのように保護すべきか？
- 損害論の審理をする前の段階において、どのように提出すべき会計情報の内容を執行可能な程度に特定するのか？
- その他は制度案Aと同様（ただし、会計情報提出請求訴訟と併合提起することになるため、確認の利益については問題にならないと考えられる）

新しい訴訟類型（損害賠償義務の確認の訴え）の制度案c



制度案の概要

- 制度案Aの①～⑥と同様。（「侵害確認の訴え」を「損害賠償義務の確認の訴え」に読み替え）

議論すべき論点

- 損害賠償義務確認の訴えにおいて、金額を明示せずに提起を可能とできるか？（最高裁判例 ※との関係について要整理）
- 損害不発生の抗弁が主張された場合には、損害論に入らざるを得ないのではないか？
- その他は制度案Aと同様。（「侵害確認の訴え」を「損害賠償義務の確認の訴え」に読み替え）

※ 最判昭和27年12月25日民集6巻12号1282頁

2 アトニーズ・アイズ・オンリー **(当事者による閲覧請求権の制限)**

アトニーズ・アイズ・オンリーとは

特許権侵害訴訟においては、侵害又は損害の主張・立証のために、営業秘密が含まれる文書等を相手方当事者に開示しなければならないことが多い。

営業秘密の保護が適切に図られなければ、当事者としては営業秘密を提示することを躊躇し、適正な裁判がなされないおそれがある。

アトニーズ・アイズ・オンリー

- アトニーズ・アイズ・オンリー（Attorneys' Eyes Only）とは、米国のディスカバリ手続において、当事者が開示する文書等に含まれる秘密情報を保護するために、裁判所が発令する保護命令（protective order）において、代理人（Attorney）等のみが当該秘密情報へのアクセスが許可されることを指定するもの。
- 文書等に含まれる営業秘密等の秘密情報につきアトニーズ・アイズ・オンリーと指定された場合、相手方代理人等のみが当該文書等の閲覧が許され、相手方当事者本人は当該文書等の閲覧が禁止される。

各国における営業秘密の保護（米国）

米国

- トライアル前の開示手続であるディスカバリにおいて、当事者は、秘匿特権が認められているものを除き、当事者の請求又は抗弁に関連する全ての事項に関して開示を得ることができる。

裁判所は、開示された営業秘密等の保護のために、個別事件の具体的な事実に即して、秘密情報にアクセスできる者の限定、開示された秘密情報の使用方法の限定などを内容とするプロテクティブ・オーダー（保護命令）を発令できる。（プロテクティブ・オーダーの申立てに際しては、当事者間でその内容につき事前協議を行っていることが多い。）

極秘資料の場合は、相手方当事者は一切アクセスできず、相手方の外部代理人及び当該外部代理人に雇われたコンサルタント等のみをアクセス可能とする「Attorneys' Eyes Only」とするケースが多い。（米国においては、外部のコンサルタントや専門家となり得る人材を紹介する紹介業者があり、多くの人材が登録されている。）

プロテクティブ・オーダー違反に対する制裁として、法廷侮辱罪（拘禁、罰金等）が科されることはほとんどなく、法廷侮辱以外の連邦民事訴訟規則37条（訴えの全部又は一部の却下・棄却等）が利用されたり、違反した場合の制裁（懲戒請求等）をプロテクティブ・オーダー自体に書き込む等、各種方法が採られる。

- 一方、トライアルにおいては、公開原則が強く働くため、ディスカバリの段階で代理人のみアクセスできるとされた証拠であっても、相手方当事者及び公衆に開示されうる。

各国における営業秘密の保護（欧州）

独国

- 特許権侵害訴訟において、機密情報の開示先を代理人のみに限定し、当事者には開示しないこととできるのは、査察等の限定的な場面においてのみ。
- 特許権者の代理人は、裁判所に任命された専門家による査察に参加することができるが、代理人は特許権者に対して秘密を守らなければならない。裁判所は、裁判所に提出された専門家の意見の全部又は一部を開示するか、一切開示しないかについて決定する。裁判所は、査察の結果が明らかに侵害を示している場合にのみ、当該結果に含まれる機密情報を特許権者に開示することができる。開示されなかった場合、専門家の意見はその後の訴訟手続の証拠として使用することができない。
- なお、重要な営業秘密を口頭で述べる必要がある場合等、一定の要件を満たす場合、裁判所は非公開審理を行うことができる。

英国

- 訴訟の一方当事者から他方の当事者に開示される文書に機密情報が含まれる場合、裁判所は、当該機密情報が開示される者（**confidentiality club**）や使用目的等を制限することができる。通常、**confidentiality club**のメンバーには、外部の訴訟代理人、当事者に同意された個人、専門家が含まれている。
- ただし、トライアルの段階においては、公開の法廷で機密情報が議論されないことは保証されず、裁判官の決定によることとなる。この場合、トライアルの全部又は一部をインカメラで審理するよう決定がなされることもある。

仏国

- 査察（セジー）において、特許権者の代理人は、秘密を遵守するという条件の下で専門家による確認手続に立ち会うことができる。
- なお、営業秘密保護のための規定も存在するが、当事者を除いて代理人のみが機密情報にアクセスすることは許可されていない。

日本の訴訟制度における営業秘密保護

訴訟記録の閲覧等の制限（民訴法92条1項）

- 訴訟記録中に営業秘密が記載されている場合は、当事者の申立てにより、裁判所は、当該訴訟記録中に記載された営業秘密の部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができる。
- 閲覧等の制限の申立権者は、営業秘密を有する当事者とされている。

秘密保持命令（特許法105条の4）

- 特許権又は専用実施権の侵害訴訟において、準備書面や証拠に含まれる営業秘密については、営業秘密を保有する当事者の申立てにより、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は秘密保持命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を裁判所が命ずることができる制度（命令違反に対しては罰則）。
- 対象の文書等：①既に提出された準備書面及び提出されるべき準備書面
②既に取り調べられた証拠及び取り調べられるべき証拠（※）
(※) 「取り調べられるべき証拠」には、105条3項のインカメラで開示された書類、新105条の2の6第4項により開示された査証報告書の全部又は一部、新105条の2の7第1項により閲覧等請求された査証報告書の全部又は一部等が含まれる。
- 名宛人に代理人のみを指定することも可能
⇒発令実績：平成25年4件、平成26年2件、平成27年1件（※※）（侵害論1件、損害論6件）
(※※) 出典：「平成27年度裁判所と日弁連知的財産センターとの意見交換会」『知的財産紛争の最前線No.2
－裁判所との意見交換・最新論説』（別冊L&T2号）27頁
- 秘密保持命令を申し立てる際は、名宛人の選定や秘密の特定方法等の検討のため、裁判所と双方当事者との間で事前協議が行われている。
- 秘密保持命令の発令時には、発令対象の営業秘密につき閲覧等の制限（民訴法92条）を申立て。

営業秘密の保護のための現行の実務運用と現行制度の課題

現行の実務運用

- 特許権侵害訴訟における営業秘密の保護については、実務上、秘密保持命令の申立てを行うことなく、当事者間で秘密保持契約を締結することが多い。
- 秘密保持契約においては、通常、秘密の開示を受けた者（当事者、訴訟代理人等）が負う秘密保持義務条項、訴訟目的外での使用禁止義務条項及び当該契約に違反した場合の違約金条項等が定められる。

現行制度における課題

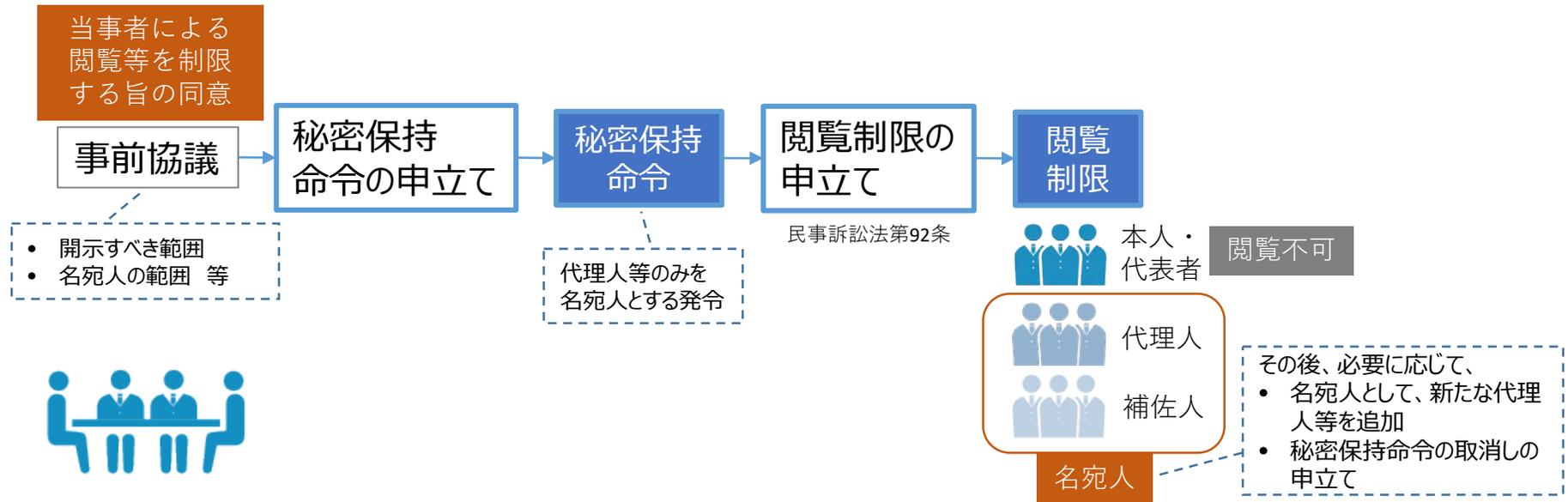
- 民訴法92条1項に基づく訴訟記録の閲覧等の制限については、第三者に対して制限できるのみであり、当事者は当該閲覧等の制限の対象とはならない。
- 当事者が閲覧等を行わない旨の同意していたとしても、その当事者からの閲覧等の請求（民訴法91条）を制限する明文の根拠規定がない（※）。
- このため、当事者間の秘密保持契約に基づき、証拠等に含まれる営業秘密につき、相手方代理人のみに開示したとしても、現行制度上は、相手方当事者による訴訟記録の閲覧等の制限が担保されているとは言えず、完全なアトニーズ・アイズ・オンリーを実現しているとは言えない。

(※) 実務上は、名宛人となっていない当事者からの閲覧等の請求は権利濫用に当たるとして、閲覧等を拒むことができると解されている。なお、特許法105条の6では、名宛人となっていない当事者からの閲覧等の請求の申立てがあった場合は、裁判所は直ちに秘密保持命令を申し立てた当事者に通知をし、通知を受けた当事者は、必要に応じて閲覧請求をした当該者を秘密保持命令の名宛人に追加できることとされている。

アトニーズ・アイズ・オンリーに対する主な意見

- 特許権侵害訴訟においては、当事者同士が競合企業であるケースが多いため、相手方当事者に対して営業秘密を開示することに心理的抵抗が強く、相手方代理人のみにこれを開示できるようにしたい。
- 文書提出命令の改正や査証制度の導入が行われても、アトニーズ・アイズ・オンリーの制度がなければ、裁判所は命令を出すことをためらうのではないか。
- 査証報告書の申立人への開示に際して、アトニーズ・アイズ・オンリーがあれば、企業秘密保護が可能になる。
- 第三者とのライセンス契約の提出において、アトニーズ・アイズ・オンリーがあれば、第三者の了解が得られやすいのではないか。
- 開示先は国家資格を有する訴訟代理人に限定すべき。
- 適用対象は、営業秘密のみならず、企業秘密情報も含めるべき。
- アトニーズ・アイズ・オンリーの対象には職務発明訴訟も加えるべき。
- 特許に関する営業秘密は高度に技術的なものが多いため、当該営業秘密が訴訟の争点となるようなものであるとき、代理人だけで判断できない場合が多いのではないか。
- 現行制度上も、秘密保持命令の名宛人を訴訟代理人に限りて発令することは可能であり、企業が意識を変えて秘密保持命令の申立てを躊躇しなければ、アトニーズ・アイズ・オンリーの運用が広がるのではないか。

秘密保持命令が発令された場合において当事者の閲覧請求権を制限する案



制度案の概要

- 秘密保持命令の申立て前に、裁判所及び当事者ないし代理人等は、事前協議を行い、名宛人の範囲等を決定する。
- 事前協議において、秘密保持命令の対象となる営業秘密を開示される側の当事者は、民訴法91条に基づく訴訟記録の閲覧等の請求ができなくなることに同意する。
- 事前協議を踏まえ、訴訟代理人等のみを名宛人として秘密保持命令が発令された場合、上記当事者の同意があることを要件として、当事者による訴訟記録の閲覧等の請求を制限することができる。
- 閲覧請求が制限される対象は、証拠等のうち秘密保持命令の対象とされている営業秘密が記載された部分とする。

秘密保持命令が発令された場合において当事者の閲覧請求権を制限する案

議論すべき論点

- 裁判を受ける権利（憲法32条）※との関係
 - 当事者の同意を要件とすることで、裁判を受ける権利との関係はクリアできるか？
- 訴訟代理行為への影響
 - 代理人のみに開示された営業秘密を本人に開示できなくなることによる訴訟代理行為への影響をどう考えるか？
- 当事者等による閲覧等を制限する旨の同意の形式
 - 裁判官面前の同意を求めるべきか、当事者の同意書面の提出でよいとするか？
- 秘密保持命令の申立権者
 - 代理人が辞任した場合等に、営業秘密を保有していない当事者等が、新たな代理人等を名宛人とする新たな秘密保持命令を申立てられるようにすべきか？その際、新たな代理人を立てられない場合はどうすべきか？

〈秘密保持命令制度自体の改正に関する論点〉

- 名宛人となりうる者の範囲
 - 訴訟代理人、補佐人に加え、補助参加人や私的鑑定人等も対象とすべきか？
- 閲覧制限（民訴法92条）の申立権者
 - 閲覧制限の申立権者は営業秘密の保有者に限られると解されているが、秘密保持命令を守りながら訴訟活動をするために、名宛人自らに閲覧制限の申立権を認めるべきか？

※ 裁判を受ける権利（憲法32条）：

自己の権利又は利益が不法に侵害されていると認めるときに、裁判所に対して、その主張の当否を判断し、その損害の救済に必要な措置をとることを求める権利

3 アミカス・ブリーフ

(第三者意見募集制度)

諸外国における意見募集制度・運用の概要

米国（アマカス・ブリーフ）

- 提出主体： 当事者以外の第三者（特段の制限無し）
- 対象となる審級： 最高裁、連邦控訴裁判所、州控訴裁判所等
- 提出の要件： 全当事者の同意又は裁判所からの許可があった場合。
合衆国政府や州政府等は当事者の合意や裁判所の許可がなくても提出可能。
- 提出された意見書の扱い： 商用データベースや裁判所のウェブサイト等を通じて何人も閲覧可能。

英国（裁判所への支持者）

- 裁判所が関連する議論を聞かずに法律の重要かつ困難な点が決定される危険がある場合に、裁判所の要請に応じて司法長官が「裁判所への支持者（Advocate to the Court）」を任命する。
- 「裁判所への支持者」は誰を代表するものでもなく、その機能は、関連する法律およびその事件の事実への適用に関して可能な限りの支援を裁判所に与えることにある。
- 特許訴訟において、「裁判所への支持者」が任命された事例は見当たらない。

独国・仏国

- 特許権侵害訴訟において、米国のようなアマカス・ブリーフ制度又は類似の制度は存在しない。

我が国における意見募集制度・運用の概要

日本

- アマカス・ブリーフ類似の制度はあるが、第三者から広く意見を求める制度は存在しない。
 - 審決取消訴訟において裁判所が特許庁長官に対し意見を求めることができる制度（特許法180条の2）
 - 国の利害又は公共の福祉に重大な関係のある訴訟において法務大臣が裁判所に対し意見を述べるができる制度（国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律4条）
 - 裁判所が公正取引委員会に対し損害額についての意見を求めることができる制度（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律84条）
 - 裁判所が必要な調査を官庁等に囑託することができる制度（民訴法186条）

- 知的財産高等裁判所が我が国初で意見募集の取り組みをした裁判例（知財高判平成26年5月16日判時2224号146項）においては、裁判所の訴訟指揮に基づき、両当事者代理人が一般からの意見書の送付を受け付け、当事者代理人が当該意見書を裁判所に書証として提出。

アマカス・ブリーフに対する主な意見

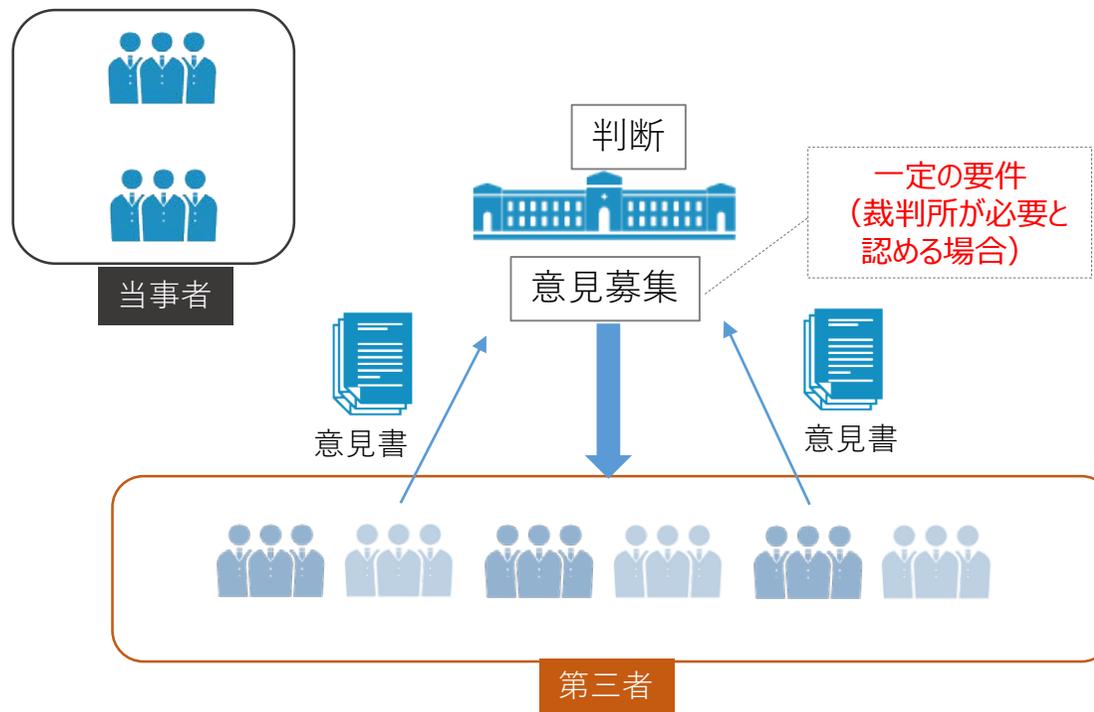
- 多角的な観点から裁判所が判断する手助けとなることが期待される。
- 当事者主張・立証主義を前提として、例えば、知財高裁大合議部係属事件のうち裁判所が必要と認める場合に限ることとし、意見募集の対象を限定するのがよいのではないか。
- 産業構造が大きく変化している中、マーケットの情報など紛争の前提となる情報があった方が適切な紛争解決につながる。
- 海外の情報を集めることで、公正・適正な判断の際の有用な情報となるとともに、日本の訴訟に対する注目・関心が高まるという副次的効果が期待できる。
- 当事者が希望すればいつでもできるようにすると、あまり必要がない事件で多くの意見書が出されるので、制度設計に当たっては注意が必要。
- 当事者を介して提出する煩雑な仕組みではなく、裁判所の裁量で必要と認めたときには、直接裁判所に提出できる制度とすべき。
- 当事者が希望しない場合にまで大々的に意見を求めるべきではなく、当事者の合意を要件としてもよいのではないか。
- 地裁の利用や著作権事案も想定すると、知財高裁の大合議という要件は窮屈ではないか。

- アミカス・ブリーフが必要なケースはあまり多くないと考えられ、制度化をしなくても知財高裁のようなやり方でよいのではないか。
- ロビー活動に積極的な団体の影響力が強くなり、少数派の意見が反映されにくくなる懸念もあり、モニタリングが必要。

アミカス・ブリーフの検討の方向性

- 裁判所が、専門性の高い事件等について、判決が当事者以外の第三者に及ぼす影響や訴訟当事者から提示されなかった新たな視点等、より幅広い情報に基づいた判断を行えるようにするため、当事者や参加人以外の第三者から、事件の処理に有用な意見を募ることができる制度の創設を検討。
- 裁判所の実務にとって過大な負担とならない範囲で、裁判所が効率的に幅広い意見を収集できるような制度を検討。

アマカスブリーフ（第三者意見募集制度）制度案



制度案の概要

- 特許権に係る訴訟において、一定の要件（裁判所が事件の処理にとって必要と認める場合）において、裁判所が第三者の意見を募ることができることとする。

アミカスブリーフ（第三者意見募集制度）制度案

議論すべき論点

■ 対象とする意見

- 法律問題と事実問題のいずれか又は両方を対象とするか？どの主体からの意見を対象とするか？

■ 対象とする訴訟

- 特許権に係る訴訟全般とするか、特許権侵害訴訟等の一部に限るか？
- 特許権以外の産業財産権（実用新案、意匠、商標）に係る訴訟も対象とするか？

■ 対象とする審級

- 地裁と知財高裁のいずれか又は両方とするか？大合議事件に限るか否か？

■ 制度利用の要件

- 裁判所が必要と認める場合に限るか？
- 訴訟当事者の一部又は全部の同意がある場合に限るか？

■ 意見書の訴訟法上の位置づけ

- ①当事者が書証として提出するか、②書証とせずにそのまま裁判所の判断の基礎とするか？

■ 弁論主義（第一原則）との関係

- 主要事実は当事者が主張しない限り裁判の基礎とすることができないとする原則との関係をどう整理するか？

■ 制度化するメリット

- 現行の民事訴訟法の枠内での取組みは可能である中、制度化するメリットは何か？

4 代理人費用の敗訴者負担

現行の訴訟費用負担に関する制度・運用の概要

関係法令

■ 民事訴訟法

(訴訟費用の負担の原則)

第61条 訴訟費用は、敗訴の当事者の負担とする。

■ 民事訴訟費用等に関する法律

(当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額)

第2条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)その他の民事訴訟等に関する法令の規定により当事者等(当事者又は事件の関係人をいう。第四号及び第五号を除き、以下同じ。)又はその他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲は、次の各号に掲げるものとし、その額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(以下略)

■ 民法

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

実務的な運用

■ 民事訴訟法上、訴訟費用は敗訴者負担とされるが、代理人費用については基本的には当事者各自が負担。ただし判例上、不法行為における損害賠償請求権としての弁護士費用相当額については事情を勘案して相当と認められる範囲で不法行為による損害賠償として請求できるとされ、一般的には基本となる損害賠償請求の認容額の約1割程度相当額 (※) が認定される。

(※) 令和元年度調査研究でも、多くの特許権侵害訴訟において認定額は約1割。

各国における代理人費用の敗訴者負担制度

米国

- 代理人費用は各自負担が原則であるが、訴訟に有効性がなく、悪意をもってなされている場合など公益的な観点から、裁判所の裁量により敗訴者負担とすることが可能。

フランス

- 裁判所の裁量により代理人費用を敗訴者負担とすることが可能。負担額は公式の統計データがないが、実際の弁護士報酬の1～2割程度との調査あり。
- 衡平と当事者の経済的事実を考慮し、敗訴者負担としないこともできるため、行政事件、労働事件及び消費者金融事件における経済的弱者等は負担させられないことが多い。

ドイツ

- 法定された一定報酬額について、両面的敗訴者負担。訴訟利用の抑制目的との見解がある。
- 離婚事件、賃料不払いによる家屋明渡し事件等については、各自負担。行政事件は片面的敗訴者負担。

英国

- 訴訟抑止目的として代理人費用の両面的敗訴者負担が原則であるが、負担額は裁判所が、当事者の紛争解決の努力、事件に要した時間、請求金額の合理性等の諸事情を考慮して決定。

代理人費用敗訴者負担制度に対する主な意見

- 代理人費用の負担の大きさから訴訟提起や応訴を躊躇していた当事者も、訴訟手続を利用しやすくなる。
- 日本の代理人費用の敗訴者負担について、現行の1割は低すぎる一方、全額敗訴者負担とするのは行き過ぎであり、1割を増額できるような解決策を検討すべき。
- 被告が敗訴者負担する場合だけでなく、原告が濫訴してきた場合についても敗訴者負担とすることで、両方のバランスをとるべき。
- 悪質な訴訟提起の場合も敗訴者負担の対象とするのであれば、悪質さのレベルを分かるようにしておくべき。

- 中小企業を原告とする知財訴訟では、原告敗訴が6割以上を占める中、却って中小企業の負担を重くする結果となるのではないか。
- 敗訴となるリスクを考慮して、却って訴訟提起を躊躇させることになるのではないか。
- 敗訴者負担が賠償額の1割というのは低いものの、緊急に解決すべき問題ではない。
- 制度変更ではなく、賠償額の1割の増額を検討することや、訴訟費用の貸与制度や保険を創設することで対応すべき。
- 敗訴者側が上告する可能性が高くなり、裁判が却って長引いて費用負担が重くなることを懸念。

代理人費用敗訴者負担制度の検討の方向性

- 特許権侵害訴訟を提起して勝訴しても、代理人費用が負担となるため、訴訟の提起を躊躇せざるを得ないといった状況を踏まえ、勝訴した特許権者が得られる金銭的救済の充実を図る方策を検討。
- 他方、濫訴的な訴訟を提起された被告が勝訴した場合の救済を図るべきといった声も踏まえ、原告・被告双方の利益のバランスがとれた制度を検討。
- 代理人費用の額を巡る争いが生じることによって、訴訟が長期化・複雑化することのないような仕組みを検討。

特許権侵害訴訟における代理人費用敗訴者負担の制度案

当事者双方が弁護士等の
訴訟代理人を選任（要件1）

※訴訟係属前の代理人を選任していない当事者間の
訴訟外の合意は無効

双方の共同申立て（要件2）

当該審級の口頭弁論終結（上告審にあっては
上告状又は上告理由書の提出の時）までに
共同して取下げ可能

弁護士等の報酬を訴訟費用と同等に扱い、
勝訴者が敗訴者から回収することができる。

※負担額は訴訟の目的の価額に応じて
算出され、その算出基準を法で定める

上記の要件1,2のいずれかを満たさない場合

原則どおり弁護士等の報酬は各自負担

制度案の概要

① 代理人費用を敗訴者負担とする要件

当事者双方が訴訟代理人（弁護士、司法書士又は弁理士である者に限る。）を選任している特許権侵害訴訟において、当事者の双方共同の申立てがあるときは、当該審級における訴訟代理人の報酬について敗訴者の負担とする。

② 敗訴者の負担額

①により敗訴者の負担とされる訴訟代理人の報酬の額は、訴訟の目的の価額に応じて算出することとし、その算出の基準を定める。

③ 申立ての方法等

①の申立ては、当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあっては、上告状又は上告理由書の提出の時）までに、請求の趣旨及び原因並びに当事者を特定して、書面でしなければならない。

④ 申立ての取下げ

当事者は、①の申立てをした当該審級における口頭弁論の終結の時（上告審にあっては、上告状又は上告理由書の提出の時）までは、双方共同して、その申立てを取り下げることができる。

⑤ 特別の委任の必要性

訴訟代理人は、①の申立て又は④の取下げについては、特別の委任を受けなければならない。

⑥ 訴訟外で行われた共同の申立てをする旨の合意の無効

訴訟外で行われた共同の申立てをする旨の合意は、訴訟の係属後において訴訟代理人を選任している当事者の間でされたものを除き、無効とする。

特許権侵害訴訟における代理人費用敗訴者負担の制度案

議論すべき論点

■ 「敗訴者」をどう定義するか

- 質的・量的一部認容判決の場合に、代理人費用を負担する「敗訴者」はどう決定されるべきか。

■ 双方の共同申立ての要件

- 双方の共同申立てが行われる事案がどれくらい存在するか？
- 双方の共同申立てを要件としないことについてどう考えるか？敗訴した場合のリスクを恐れる特許権者は、かえって権利行使をためらう事態を招く可能性があるのではないか？

■ 両面的敗訴者負担

- 原告と被告のバランスに鑑みれば、両面的敗訴者負担とすべきと考えるがどうか？
- 特許権者が勝訴した場合のみ侵害者に代理人費用を負担させる片面的制度とすべきとの意見について、どう考えるべきか？

■ 敗訴者負担の範囲

- 侵害訴訟に伴う無効審判に要する代理人費用も敗訴者負担とすべきか、訴訟前の交渉に要した代理人費用も敗訴者負担とすべきか、代理人が辞任した時の費用負担の考え方は？
- 敗訴者負担とすべき代理人費用は定額とすべきか、訴額等に応じた上限を設けるべきか？

■ 特許権侵害訴訟にのみ導入する理由

- 特許権侵害訴訟についてのみ、代理人費用の敗訴者負担を導入することをどう説明すべきか？

■ 制度面以外の手法の検討

- 現状でも事案の難易、請求額、認容額その他の事情を勘案した結果、損害賠償額の1割を超える代理人費用の認定がなされた例もあるところ、裁判所がより高い額を柔軟に認定しやすくなるような方策を検討すべきではないか？